

2. 発達障害について

発達障害者支援法では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義しています。

●自閉症

① 人とのかかわり・社会性の障害

- 他の人の気持ちや考えを理解することがむずかしく、人と相互的にやりとりすることが困難です。

② コミュニケーションの障害

- 人に自分の気持ちや意思を伝えることがうまくできません。言葉が少ないこともありますし、言葉を話していても、必要なことが伝えられません。
- 言葉を聞いて理解することが苦手です。また、長い説明や抽象的な表現は特に苦手です。

③ こどわりと想像力の障害

- いつも同じであることにこだわりがあります。また、予想と違うと混乱します。
- 特定の興味に没頭します。
- 同じ動きや物の扱いを繰り返します。

④ 感覚刺激（聴覚、視覚、触覚、味覚、嗅覚）に対して独特な感じ方をします。

●アスペルガー症候群

ことばの発達や知的発達の遅れを伴いませんが、自閉症の人と似たような特徴を持っています。

●学習障害（LD）

文字を読む、文字を書く、計算する能力などに特異的な落ち込みが見られます。

●注意欠陥多動性障害（ADHD）

気の散りやすさ、不注意、多動、衝動性などを特徴とします。